「ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発（対象国：オーストリア共和国、ベルギー王国（フランダース地域）、カナダ、エストニア共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イスラエル国、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、大韓民国、シンガポール共和国、スペイン王国、スイス連邦、トルコ共和国、英国）」の公募要領

【受付方法】

本公募は、電子申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なお J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。G ビズ ID が無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

【受付期間】

2026 年 10 月 7 日(水)～2027 年 1 月 20 日(水)正午まで

【提出先及び提出方法】

以下の J グランツ公募ページから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行った上で、申請してください。

https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDeC1MAL?wfid=a0XJ2000007h8jlMAA

【留意事項】

※J グランツ上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。

※他の提出方法（持参、郵送、FAX または E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。

※応募者の責に依らないやむを得ない理由等（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、G ビズ ID や J グランツ等の外部システムのメンテナンスや障害発生等のシステム運営側の事情により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

※登録、応募内容確認、「申請する」ボタンを押下後、J グランツからの通知メールを受信した時点で提出完了です。受付期間内に提出完了させてください。申請状況は J グランツの「マイページ」で確認できます。

2026 年 10 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

目次

１．事業内容及び公募対象 4
(1) 事業内容 4
(2) 公募対象 5
２．応募要件・実施要件 7
３．応募方法 9
(1) 提出期限及び提出方法 9
(2) 提出書類 12
４．採択先の選定 14
(1) 審査の方法 14
(2) 審査基準 14
(3) 採択先の公表及び通知 16
(4) 選定スケジュール 16
(5) 交付決定までの流れ 17
(6) 交付決定通知書で定める条件 17
(7) 補助事業実施中の進捗管理・計画変更への対応 17
５．公募説明会の開催 18
６．その他重要事項・留意事項 18
７．問い合わせ先 18
８．その他 18
９．掲載資料 18
【別紙】その他重要事項・留意事項 20
◆応募にあたっての留意事項 20
(1) 提出書類の留意事項 20
(2) 契約等に係る情報の公表・開示 20
(3)「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除 20
(4)「国民との科学・技術対話」への対応 22
(5) EBPM に関する取組への協力について 22
(6) 提出書類の情報の取り扱い 22
(7) 個人情報について 23
(8) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況 23
(9) J-Startup 及び J-Startup 地域版及び J-Startup Impact 23
◆事業運営及び実施に係る各種手続き 24
(1) 事業運営 24
(2) 採択後の各種事務手続き 24
(3) 追跡調査・評価 25
(4) 本補助事業で得られた成果の発表の取り扱いについて 25
(5) 申請実績・採択実績の利用 26
(6) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をした場合の対応 26
(7) 日本版 SBIR 制度 26
◆法令遵守、研究不正への対応 26
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処） 26

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点 28
(3) 研究不正への対応 28

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2027年度から2030年度まで「2026年度 ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発」を実施する予定です。本事業への応募を希望する事業者を、以下の要領に従い広く募集します。

１．事業内容及び公募対象

（1）事業内容

①背景

「スタートアップ育成５か年計画」（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議）において、社会的課題を成長のエンジンに転換して、持続可能な経済社会を実現する観点から、日本にスタートアップを産み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現する方針が示されました。この実現に向けて、スタートアップへの投資額を5年後に10倍を超える規模とすることや、将来においてユニコーンを100社創出すること等の大きな目標が掲げられています。

スタートアップの中でもいわゆる「ディープテック・スタートアップ」は、技術が確立するまでに長期の研究開発と大規模な資金を要し、その事業化リスクが高いと言われています。しかしながら、国際社会が多様かつ困難な社会的課題に直面する中、ディープテック・スタートアップの有する革新的な技術はこうした課題の解決に繋がり得るものであるとともに、革新的な技術に裏打ちされた新たな企業・産業の創出により我が国経済の成長を実現するポテンシャルを秘めています。

このため、長期的視野をもって、これらのディープテック・スタートアップの事業化に向けた幅広い研究開発活動の支援をすることによって、ディープテック・スタートアップに対する民間からの投資拡大を促しつつ、ディープテック・スタートアップの事業成長及びそれらが有する革新的な技術の確立・事業化・社会実装を加速させることが求められています。

（参考）
「スタートアップ育成５か年計画」新しい資本主義実現会議
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/sdfyplan2022.pdf

②目的

「スタートアップ育成５か年計画」に記載の大きな目標の実現に向けて、本補助事業を通じて、ディープテック分野のスタートアップに対し、国際連携による共同研究開発を支援することで、グローバル市場も視野に入れた、ディープテック・スタートアップの事業成長及びそれらが有する革新的な技術の確立・事業化・社会実装、それらに伴う新たな付加価値の創出を加速させることを目的とします。

（参考）
「ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発」2025年度実施方針
https://www.nedo.go.jp/content/800021370.pdf

③事業内容と事業スキーム図

ディープテック・スタートアップが海外市場への展開を目的として海外企業と行う共同研究開発に対し、NEDO と相手国側のイノベーション支援機関（公的支援機関）が並行して、それぞれ自国企業の研究開発費用の一部の補助等を行います。相手国側の公的支援機関が実施する公募の応募要件や補助規模は、国によって異なります。

本補助事業は、相手国側事業者が相手国側の公的支援機関から支援を受けることを前提とします。なお、本年度の公募は、欧州を中心とする各国の研究開発・イノベーション支援機関の国際的なネットワークである Eureka（※1）の Globalstars（※2）スキームを活用した多国間共同公募方式により実施します。

（※1）Eureka（https://www.Eurekanetwork.org/ ）とは、1985 年に発足した欧州を中心とする各国の研究開発・イノベーション支援機関の国際的なネットワークです。45 か国以上が加盟しています。

（※2）Eureka Globalstars（https://eurekanetwork.org/programmes/globalstars/）とは、Eureka 加盟国以外の国（日本など）が、複数の Eureka 加盟国との共同公募を実施することができる Eureka の公募スキームの一つです。事業提案及び実施は日本を含む二国間・多国間いずれでも構いません。つまり、提案者は対象 15 か国のうち 1 か国以上の企業との共同研究開発を提案することが可能です。

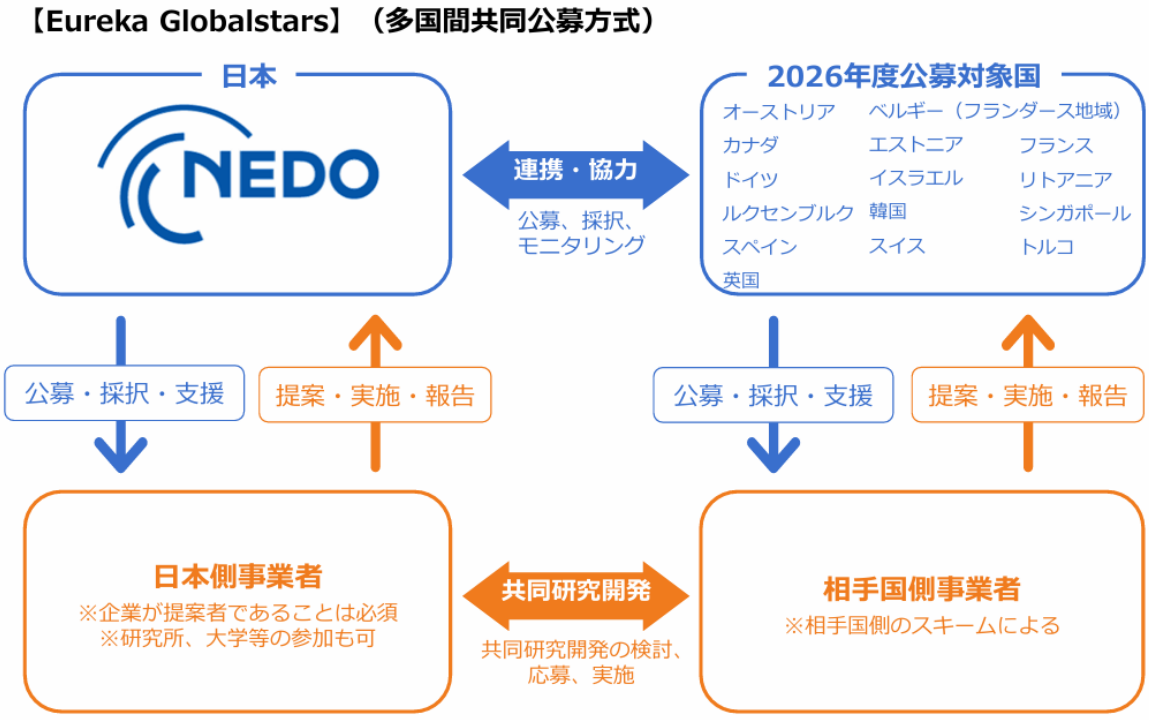

(2) 公募対象

本公募の対象、予算規模及び事業期間は以下のとおりです。

対象	2026 年度予算規模	事業期間
経済産業省所管の鉱工業技術に係る国際共同研究開発	1 テーマあたり補助対象費用 1.5 億円以内 （NEDO 負担率：補助対象費用の 3 分の 2 以内）	2～3 年

【補助対象事業】

次の①～④の要件のすべてを満たす事業を、補助の対象とします。

①経済産業省所管の鉱工業技術（量子、AI、ロボティクス、半導体、電子機器、エネルギー・環境、バイオテクノロジー、新素材、医療機器、航空宇宙等。ただし、原子力技術に係るものは除く。）であること。また、医薬品開発及び再生医療等製品に係る開発は原則として対象外とします。ただし、医薬品開発を加速する支援技術の開発や、医療機器、医療検査技術等、経済産業省所管の鉱工業技術に係る複合技術の開発は補助対象とします。

②具体的技術シーズがあって、技術開発要素があることが想定されること。

③競争力強化のためのイノベーションを創出しうるものであること。

④海外市場への展開を目的とする海外企業との共同研究開発であること。

【補助対象期間】

補助対象期間は、原則 2～3 年（最長 3 年間）とします。事業開始日は、交付決定通知書に記載の日です。交付決定にあたっては、相手国側企業等との間で締結した CA（Consortium Agreement）が必要です。事業開始は 2027 年 7～8 月を予定しています。

【補助対象費用】

補助の対象となる費用は、ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発費補助金交付規程第 6 条に示すとおり、Ⅰ．機械装置等費、Ⅱ．労務費、Ⅲ．その他経費、Ⅳ．委託費・共同研究費となります。詳細は、「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアルを参照ください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_manual_2026.html

補助対象費用の留意点

＜特許出願に係る経費＞

本事業における研究開発と密接に関連し、研究開発等の成果の事業化に当たり必要となる特許出願等の知的財産権の取得に要する経費であり、補助期間内に出願が完了したものに対し、以下を満たす場合、補助対象とします。

① 本補助事業の研究開発項目の成果を含み、補助期間内に出願し、受理確認が完了していること。
② （様式第５）ディープテック・スタートアップ支援事業費補助金に係る成果発表及び産業財産権等届出書において当該知的財産権の届出を行うこと。
③ 提案書（採択後は交付申請書）の実施計画書等において、当該知的財産権の事業戦略上の必要性を説明すること。
④ 事業終了時の実績報告書に当該知的財産権に係る報告を行うこと。
⑤ ここで対象となる知的財産権は、特許権、実用新案権、意匠権とする。
⑥ 日本国内の研究開発実施体制に含まれる委託・共同研究先との共同出願については、別途定めた出願契約書等に記載された持分等に応じ対象経費を計上すること。(委託・共同研究先の場合、補助先との共同出願分については計上可能ですが、委託・共同研究先のみの出願分については計上はできません。) ここでいう計上可能な費目は、先行技術調査（国内･国外）に係る労務費や調査費、出願等に係る費用等。
⑦ 相手国側企業との共同出願においては、Consortium Agreement または出願契約等に定めた出願等に係る費用の負担割合に基づいて計上すること。

＜経理･検査業務に係る経費＞

補助事業者が、本事業の実施体制中において記載した「経理責任者」を中心として、本事業における経理・検査業務を適切に実施可能な体制構築を行うものであって、以下を満たす場合、補助対象とします。

① 提案書（採択後は交付申請書）の体制表に記載した「経理責任者」が、本事業の経理･検査業務を行う者を「業務実施者」として任命し、別紙１体制表に記載すること。
② 補助事業者の従業員としての身分を有すること。
③ 「経理責任者及び業務実施者」(以下、「経理責任者等」という。）は、本事業において研究開発業務を行うことはできません。(つまり、「研究員」との兼務は不可。)
④ 経理責任者等の労務費の計上は、時間単価適用者またはエフォート専従者として登録すること。 経理責任者は、誓約事項を遵守すること(交付規程別記２参照）なお、委託・共同研究先の経理責任者等の経費を計上することはできません。 計上可能な費目は、経理責任者等の経理･検査業務に係る労務費、及びそれらに必要となる移動等に係る旅費（交付規程（別記）補助対象費用（内容）の「Ⅱ．労務費」及び「Ⅲ．その他経費 ２．旅費」にて計上する)。

＜登録研究員に関する留意事項＞
登録研究員は補助事業者の従業員としての身分を有することが必要です。業務委託契約で研究開発に従事する研究員の労務費や旅費等は計上できません。

【補助対象範囲】

提案者が提案書に記載した研究開発の実施内容のうち、NEDO が交付決定を行うものが、本補助事業における補助対象となります。従って、補助事業期間内の内容に限られることと、交付に当たっての条件を満たす範囲となることにご留意ください。

【補助率、及び補助金の額】

補助対象費用の 3 分の 2 以内、補助金額の上限は 1 億円／件

【補助金の支払い方法】

補助期間が終了し、確定検査を行った後に一括で経費を支払う「精算払」、または、NEDO が確認した経費計上の実績額（事業者における支払済額）に基づく請求に対して期中に支払う「実績払」を実施します。「実績払」は通常の年 4 回の請求機会に加え、毎月の請求を可能とします。詳細は、「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアルをご覧ください。

２．応募要件・実施要件

【応募要件】

補助事業者は、単独ないし複数で補助を希望する、本邦の企業であることが必要であり、本補助事業へ応募時点から補助事業終了時点まで、これらの要件を全て満たしている必要があります。なお、次の要件を満たす、複数の企業での共同提案も可能です。

① 日本に登記されている未上場の中小企業であって、主要な研究開発拠点を日本国内に有すること。また、提案者の主任研究者は日本の居住者であること。なお、当該企業を提案者として、その他の企業、研究機関、大学等が委託先または共同研究先として参加することも可能。
② 相手国側企業等と国際共同研究開発プロジェクトを実施する見込みであって、当該企業等と共同研究契約（以下「CA（Consortium Agreement)」）を締結することができること。
③ 相手国側企業等と知的財産権の取り扱いを適切に交渉、管理する能力を有し、CA（Consortium Agreement）の中に知的財産権等の取り扱いについての記載を盛り込むこと。

④ 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
⑤ 補助事業を的確に遂行するに足り、かつ、補助事業終了後の事業化を達成するために必要な能力を有すること。
⑥ 補助事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。
⑦ 研究開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有すること。
⑧ 中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす中小企業に該当する法人であってかつ、みなし大企業（※3）に該当せず、直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの。

主たる事業として営んでいる業種（「日本標準産業分類」の規定に基づく）		資本金基準（資本の額または出資の総額）	従業員基準（常時使用する従業員の数（※4））
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）		3億円以下	300名以下
	ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900名以下
小売業		5千万円以下	50名以下
サービス業（下記3業種を除く）		5千万円以下	100名以下
	ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300名以下
	旅館業	5千万円以下	200名以下
卸売業		1億円以下	100名以下

（※3）本補助事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。
・発行済株式の総数または出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
・発行済株式の総数または出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業
・大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数2分の1以上を占めている企業
なお、本補助事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。
・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
・学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に定める大学
・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合（または諸外国における同等のもの）
（※4）「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

⑨ 大企業の持分法適用会社ではないこと。ただし、J-Startup、J-Startup地域版、J-Startup

Impact に選定されている企業であり、財務状況により親会社からの資金支援を受けることのできない者の場合、上記の要件のうち、⑧に掲げるみなし大企業や、⑨に掲げる大企業の持分法適用会社であっても、本補助事業に応募することを可能とする。

⑩ 原則として、設立 10 年以内の企業であること。ただし、創業時期に関わらず、ベンチャーキャピタル等スタートアップへの投資機能を有する金融機関等の法人から初めて資金調達を行ってから 5 年以内のものは対象とする。

⑪ 事業成長のために研究開発投資を積極的に行っている企業であること（目安としては、売上高研究開発費割合が 5%以上の企業であること）。

⑫ 技術研究組合ではないこと。

⑬ 当該補助事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査に御協力いただけること。（交付規程第 9 条 1 項二十三号）

⑭ 補助事業の事務処理については、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。提出書類は様式に従い、日本語で作成すること。

⑮ 安全保障貿易管理の観点から、海外への機微技術等流出・漏洩への対応として、輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した「外国ユーザーリスト」に掲載されている企業・組織等または国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国（国連武器禁輸国・地域）（輸出貿易管理令別表第 3 の 2）（※5）及び懸念 3 か国（輸出貿易管理令別表第 4）（※6）に属する企業・組織が、提案書の海外共同研究先に含まれていないこと。

（※5、※6）「輸出貿易管理令別表第 3 の 2」「輸出貿易管理令別表第 4」についてはこちらを参照ください：経済産業省ウェブサイト
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law02.html

【実施要件】

本事業は、採択後、「ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発補助金交付規程」に沿って、交付申請書等を作成いただき交付決定を行います。補助事業の事務処理においては、NEDO が提示する「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する交付規程及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】補助事業の手続き：ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発交付規程・様式

ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発費補助金交付規程 | NEDO

補助事業の手続き：「課題設定型産業技術開発費補助事業」マニュアル

「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル／参考様式 | NEDO

３．応募方法

（1）提出期限及び提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに電子申請システム「J グランツ」上

で申請してください。なお、持参、郵送、FAX または E-mail による提出は原則受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】2027 年 1 月 20 日（水）正午（日本時間）Ｊグランツ上で申請完了

Ｊグランツシステムから申請受付通知メールが即時送信されます。別途、2027 年 1 月 27 日（水）頃を目途に、NEDO 事務局から申請書類の受領完了メールを送付します。

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトの公募ページ上でお知らせいたします。

【提出先】Ｊグランツ公募ページ申請 URL

https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDeC1MAL?wfid=a0XJ2000007h8jlMAA

【提出方法】

電子申請システム「Ｊグランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が提出書類を取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人の Ｊグランツ上の申請は不要です。

Ｊグランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

Ｊグランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得やＪグランツ利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業の公募におけるＪグランツでの応募受付について

https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html

【提出にあたっての留意事項】

・提出書類は日本語で作成してください。
・「応募要件」を満たさない者の提出書類または不備がある提出書類は受理できません。
・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
・Ｊグランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。
・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
・応募者の責に依らないやむを得ない理由等（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可でＪグランツが利用できない、G ビズ ID やＪグランツ等の外部システムのメンテナンスや障害発生等のシステム運営側の事情により申請ができない 等）により、提出期限までにＪグランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

・J グランツ上にアップロードするファイルは提出書類ごとに作成し、一つの ZIP ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、ZIP 等）にはパスワードは付けないでください。
・アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知またはその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
・公正な審査を行うための利害関係の確認として、J グランツ上で以下の項目について入力を求めていますので、あらかじめご了承ください。
・NEDO において、応募要件、提出書類、Eureka“SmartSimple”Form へのオンライン提出、相手国側公的支援機関に相手国側事業者から応募が提出されていることを確認した上で、NEDO 事務局から代表法人連絡担当者Ｅメールアドレス宛てに、最終的な受領完了メールをお送りします。受領完了メールの送付は 2027 年 1 月 27 日（水）頃になる見込みです。

■入力項目
① 代表法人名称（G ビズ ID から自動入力）
② 代表法人番号（13 桁、G ビズ ID から自動入力）
③ 代表法人 CEO 氏名（G ビズ ID から自動入力）
④ 提案件名（20 字～30 字で記載、相手国名は入れないこと。提案書の記載と同一とすること。）
⑤ 総事業費
⑥ NEDO 負担額
⑦ 研究開発の概要（200 字～250 字で記載、相手国側事業者を記載する場合は「○○国企業」とし、固有名詞を記載しないこと。提案書内「研究開発補助事業提案書［要約版］」および「1-1.(2)研究開発概要)」の記載と同一とすること。）
⑧ 提案内容の技術的ポイント（250 字～300 字で記載）
⑨ 代表法人 URL
⑩ 代表法人主任研究者名（所属部署・職名含む）
⑪ 共同提案法人名（日本側体制に共同提案法人が含まれる場合。共同提案者がない場合は「なし」と入力すること。）
⑫ 共同提案法人番号（13 桁、日本側体制に共同提案法人が含まれる場合。共同提案者がない場合は「なし」と入力すること。）
⑬ 相手国
⑭ 相手国側企業名
⑮ 添付資料一式（提出書類 A1～A11 をそれぞれ PDF ファイルにした上で、一つの ZIP ファイルにまとめてアップロード）

利害関係の確認について
- NEDO は、採択審査に当たり大学・研究機関・企業等の外部専門家による採択審査委員会を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- さらに、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払

っているところですが、さらに採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。

- そこで、提案者(申請者)の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の記載をお願いいたします。申請時にＪグランツに入力いただいた「④提案件名」、「⑦研究開発の概要」、「⑧技術的ポイント」及び「⑩責任者名」を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、提出書類等の「別添 7 利害関係のある評価者」にその評価者の所属、氏名と理由を任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

【利害関係者の範囲】

一 審査を受ける者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族にある者

ニ 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等または同一の企業に所属している者

三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者またはその者に所属している者

四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者またはその者に所属している者

五 その他機構が利害関係者と判断した者

(2) 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は添付資料をご参照ください。[A] NEDO 様式と [B] Eureka 様式の２種類があります。

[A] NEDO 様式

以下 URL の本公募のホームページからダウンロードしてください。提出書類は日本語で作成して PDF 形式にし、指定するファイル名で提出してください。

https://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100541.html

[A] NEDO 様式		
No.	提出書類	ファイル名
A1	(別添 1)提案書	A1.pdf
A2	(別添 2)主任研究者 研究経歴書（提案者、共同提案者、委託先及び共同研究先ごとに、主任研究者を 1 名選任し、それぞれ研究経歴書を提出してください。）	A2.pdf
A3	(別添 3)提案者情報	A3.pdf

A4	(別添 4-2)研究開発の技術キーワード	A4.pdf
A5	(別添 5)ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	A5.pdf
A6	(別添 6)事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（提出任意）	A6.pdf
A7	(別添 7)利害関係のある評価者（「評価候補者一覧」の掲載は 2026 年 12 月中旬頃の予定)	A7.pdf
A8	(様式 2）積算用総括表（補助年度分）	A8.pdf
A9	直近の事業報告書及び直近 3 年分の単体／連結財務諸表（原則、円単位） ※事業報告書は、会社法で定める事業報告書のご提出をお願いします。もし、作成されていない場合は、それに代わるとお考えのものをご提出ください。 ※財務諸表には、「貸借対照表」、「損益計算書（製造原価報告書（製造業等の場合)、販売費及び一般管理費明細書を含む)」、「株主（社員）資本等変動計算書」を含めてください。「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。 ※委託先・共同研究先分に非上場中小企業が含まれる場合は、当該企業の事業報告書及び直近 3 年分の財務諸表も提出ください。 ※なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料（事業計画書や資金繰り表等）の提出や代表者面談を求める場合があります。また、提案者の財務状況によっては、追加的に親子会社、関係会社等や委託先・共同研究先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。 ※法人が設立されたばかりで直近 3 年分の財務諸表が揃わない場合（2024 年 1 月以降設立の企業等）は、設立年度から直近までの財務諸表をご準備いただき、事前に事務局まで相談ください。	A9.pdf
A10	知的財産権等の取り扱いについて規定した相手国企業との CA（Consortium Agreement）のドラフト（英文） ※CA のドラフトまで合意できていない場合、秘密保持契約や相手方と調整中の文書の提出でも可。 ※CA 締結に当たっては、知的財産担当部署や知的財産の専門家と相談のうえ、知的財産権の取り扱いについても CA 内に規定するようにしてください。ドラフト段階で、我が国企業の知的財産権の保護の観点から、CA の内容を確認します。CA の作成に当たっては、必要に応じて、以下 URL を参照してください。 オープンイノベーションモデル契約書：　特許庁ウェブサイト https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html	A10.pdf
A11	(別添 8）提出書類・応募要件簡易チェックリスト	A11.pdf

［B］ Eureka 様式

相手国側企業と共同でオンライン上で作成し、公募締切日までに申請ください。

［B］ Eureka 様式	
B1	下記 URL の Eureka“SmartSimple”Form にて、オンライン英文入力・提出してください。入力方法は別添 9 を参照してください。提出されたことを確認するために、「Application ID」と「Project Title」を A11 の提出書類・応募要件簡易チェックリストへ記載ください。 https://Eureka.smartsimple.ie/ ※相手国側事業者が入力した後、日本側事業者が紐付けてオンライン入力・提出してください。逆も可能です。

4．採択先の選定

(1) 審査の方法

本事業の応募要件適合を確認し受理通知を行った提案に対し、NEDO は外部有識者等を活用した書面審査を行います。必要に応じて、経営者面談及び外部有識者で構成される審査委員会におけるプレゼンテーション審査を実施します。書面審査及び審査委員会の結果を踏まえ、最終的には NEDO 内の契約・交付審査委員会を経て採択を決定します。採択決定に際しては、補助金交付のための条件を付す場合があります。

審査の過程では、追加のヒアリングや資料送付等のご協力をお願いする場合があります。なお、採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

＜書面審査及び審査委員会における審査基準＞

採択審査基準		審査細目	点	重み付け
1．研究開発の内容、研究目標・計画、新規性と卓越性（配点：30 点）				
(1)	研究開発内容の新規性、技術の優位性	提案された共同研究開発内容は、新規性がある最先端技術であり、これらの技術的な成熟度やリスクが明確になっているか。研究開発要素（単なる既存部品・ソフトウェアの組み込みではなく、研究開発・技術要素が明らかか）があり、競争上の優位性（戦略的重要性、事業遂行能力、国内外のプレゼンス）、進歩性（従来の技術からは容易に類推することができないこと）、有用性（産業の分野で利用できること）が十分といえるか。	1～5	3

(2)	研究目標・計画の妥当性	研究開発目標は、適切かつ定量的に設定され、目標を達成するための研究計画は実現可能か（研究期間、予算額、技術的可能性、方法論、マイルストン、成果物など）。	1～5	3
2．国際共同研究の必要性、有効性及び実施体制（配点：35 点）				
(3)	国際共同研究の必要性、有効性	日本側事業者と相手国側事業者とで共同で実施することにより、国内研究機関等のみの連携よりも、両者にとってメリットがあることが明確か(シナジー効果によりプロジェクトが生み出す成果の質が向上する、実用化・事業化までの期間の短縮が期待される等)。 日本側事業者と相手国側事業者の優位性を掛け合わせた相互補完的、且つ、科学的・技術的に難易度の高い国際共同研究開発となっているか。	1～5	4
(4)	国際共同研究の実施体制の妥当性	共同実施体制は妥当であるか(日本側事業者と相手国側事業者との明確な役割分担、経営的・財務能力的にバランスのとれた座組の確保)。 日本及び相手国側の参加者（委託先も含む）は、本研究開発を遂行するための能力を有するか(関連分野の研究開発の実績、優秀な研究者等の参加等) 共同実施体制における知財の管理・運営は妥当か。 国内企業・研究機関のみで実施する場合と比べ、国際協力であることにより、新たな付加価値が創出されるか。（環境面や社会面でのメリットなど）	1～5	3
3．事業化・実用化計画、リスク対策、社会への貢献（配点：33 点）				
(5)	事業化・実用化の実現可能性	研究開発で創出された知見の具体的な活用方法は明確で、提案内容の事業化・実用化計画は明確かつ現実的なものとなっているか（投資収益率、地域的・業界的な影響など） 提案内容は、事業化・実用化による国際市場の獲得の可能性（国際競争力）を有し、成果の普及による経済・社会的（雇用機会や環境・社会への便益等）な波及効果が見込めるか。	1～5	3.8
(6)	事業化・実用化におけるリスク対策	十分な市場分析にもとづいた事業化・実用化計画が示され、想定されるリスク（競合他社、技術変革、周辺特許、市場規模・アクセス・変動等）を分析し、その対策の検討がなされているか。	1～5	2.8
4．加点項目（配点：2 点）（※）			配点	
(7)	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		0～1	
(8)	従業員への賃金引き上げ計画の表明をした場合		0 または 1	

(1)～(6)については、以下の採点基準を用いて評価点を付け、重み付け係数を乗じて審査する。

＜採点基準＞

５点	本項目は、優れている	２点	本項目は、やや劣る。
４点	本項目は、やや優れている	１点	本項目は、劣る。
３点	本項目は、普通である。		

なお、採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います。

・女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点します。

・賃上げを実施することを表明した企業等に対して加点します。

＜契約・交付審査委員会における選考基準＞

補助金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 補助事業の目標が NEDO の意図と合致していること。
2. 補助事業の方法、内容等が優れていること。
3. 補助事業の経済性が優れていること。

ii. 補助事業における補助事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野の事業に関する実績を有すること。
2. 補助事業を行う人員、体制が整っていること。
3. 補助事業の実施に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 補助事業の実施に関して NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 採択先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択された案件については、NEDO から提案者に通知します。不採択の場合も、審査結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、2027 年 4 月下旬を予定しています。採択した案件に関しては、提案者の企業名、補助事業の名称を NEDO のウェブサイト等で公表します。

b. 採択審査委員の氏名の公表

採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（予算や体制の変更、経費の支払方法 等）を付す場合があります。

(4) 選定スケジュール

2026 年 10 月 7 日（水）　：提出書類受付開始
2027 年 1 月 20 日（水）正午（日本時間）　：提出書類締め切り、アップロード完了
1 月 27 日（水）頃　：受領完了メールの送付

2027 年 3 月下旬（予定）	：採択審査委員会
4 月中旬（予定）	：契約・交付審査委員会
4 月下旬（予定）	：採択結果の通知及び公表
7 月以降	：補助金交付決定、事業開始

(5) 交付決定までの流れ

① 採択された事業については、事業者は相手国側企業等との CA（Consortium Agreement）を締結する必要があります。CA の調整は、事業者自ら行い、採択結果通知日から原則３ヶ月以内に締結していただきます。なお、３ヶ月以内に同 CA を締結できない場合は、採択を取り下げる場合もあります。

② CA の締結後、交付規程で定める様式第１により補助金交付申請書を提出していただきます。その後、必要な手続きを経て、NEDO から交付決定通知書を発出します。早期の事業開始のため、交付申請書の作成をご準備いただくことをおすすめします。

③ 交付決定を受けた事業に、学術研究機関または事業会社との共同研究が含まれる場合は、交付決定後 30 日以内に、その共同研究に係る契約書の写しを NEDO に提出してください。

(6) 交付決定通知書で定める条件

NEDO は、交付決定通知書において、補助金を交付するに当たっての条件として、交付規程の第 9 条第 1 項の各号で定めます。特に補助事業者が上場した場合や、本事業の応募要件を満たさなくなった場合には、速やかに NEDO まで通知してください。その通知結果をもとに NEDO にて、本補助事業の中止等を決定できるものとします。その他第 9 条第 2 項に基づき以下の①～②を定める予定です。

①相手国側の公的支援機関による資金支援の終了等

相手国側企業等が相手国側の公的支援機関から資金支援を受けることができなくなったまたは資金支援を受けていない（自主的な取り下げ・取りやめも含む）ことが判明した場合は、原則として、その時点で NEDO の補助も終了することとします。なお、当該事象を把握した場合は、NEDO までその旨通知してください。

②相手国側企業等との共同研究の中止・終了等の場合の通知

相手国側企業等と共同研究の実施ができなくなることが判明した場合は、速やかに NEDO に対して、CA（Consortium Agreement）の終了予定日または解除予定日をその理由等と共に通知してください。その通知結果をもとに NEDO にて、本補助事業の期間短縮、中止等を決定できるものとします。

(7) 補助事業実施中の進捗管理・計画変更への対応

実施者は、補助事業開始後に、技術開発計画や開発スケジュールの変更、事業環境の変化に伴う事業計画の変更、参入市場の変更など、補助金交付申請に際して NEDO に提出した補助事業の計画に何らかの変更が生じる場合、事前に NEDO にその旨を申し出て、その指示に従ってください。

５．公募説明会の開催

本補助事業の内容、提案等にあたっての手続き等について、公募説明会を行う予定です。応募資格として出席を義務付けるものではありませんが、可能な限り、ご参加ください。

日程等は、本補助事業の公募ページに掲載されます。ご確認の上、参加申込を行ってください。

６．その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

７．問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、2027 年 1 月 13 日（水）まで、原則、下記宛て電子メールで受け付けます。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
スタートアップ支援部　国際コファンドチーム
E-mail：dt.cofund@ml.nedo.go.jp

８．その他

【NEDO 事業に関する制度改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する制度改善アンケートを随時受け付けております。以下のリンク先の NEDO ホームページ「契約案内」のページ下部「事業者アンケート」のパネルからアンケートページにお進みいただき、ご意見をお寄せください。なお、内容については、本事業に限りません。

https://www.nedo.go.jp/keiyaku/index.html

９．掲載資料

基本計画
公募要領
（別添 1）提案書
（別添 2）主任研究者 研究経歴書
（別添 3）提案者情報
（別添 4-1）技術キーワード・業種コード一覧表（閲覧用・提出不要）
（別添 4-2）研究開発の技術キーワード（提出用）
（別添 5）ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
（別添 6）事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）
（別添 7）利害関係のある評価者

（別添 8）提出書類・応募要件簡易チェックリスト
（別添 9）Applicant Guidelines SmartSimple Platform
（様式 1）研究体制表（提案書貼付用・単独提出不要）
（様式 2）積算用総括表

【別紙】その他重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 提出書類の留意事項

①研究経歴書の提出

提案書の一部として研究経歴書を提出いただきます。様式は別添資料をご参照ください。

補助事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う補助事業を遂行する際の責任者である「主任研究者」について、研究経歴書を提出していただきます。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (https://researchmap.jp/) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。(researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。)

②同一事業者による複数の提出

同一事業者が異なるテーマで異なる相手国との共同研究開発により複数の応募をすることは認めません。

(2) 契約等に係る情報の公表・開示

交付決定された申請案件については、申請者の企業名、補助事業の名称及び補助事業の概要を NEDO ホームページ上で公表します。相手国側の公的支援機関でも同様に公表されます。また、外部からの問い合わせ(国会対応や情報公開請求等)に応じて、交付決定額を開示する場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について

https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

不採択の場合は、提案者の企業名、事業の名称及び事業の概要を含めて提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、補助金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に提案者の企業名、事業の名称及び事業の概要等を知らせることがあります。

(3)「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」(注 1)、または「過度の集中」(注 2) が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消しまたは減額することがあります。

(注 1)

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

（※）所属する機関内において配分されるような基盤的経費または内部資金、商法で定める商行為及び直接または間接金融による資金調達を除く。

（注 2）

同一の研究者または研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

（※）研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消しまたは減額配分とすることがあります。

②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。

③共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」または「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消しまたは減額配分を行います。

④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消しまたは減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況につい

て提出を求めることがあります。

⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和３年４月 27 日　統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。

⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。 ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省または NEDO から照会を行うことがあります。

【参考】競争的研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(4)「国民との科学・技術対話」への対応

本事業の実施にあたっては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下「国民との科学・技術対話」という。）に関する講演、成果展示、情報発信等の経費の計上が可能です。

本事業において、「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

(5) EBPM に関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時までに提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記の EBPM に関する取組への協力に同意したものとみなします。

（※）政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

(6) 提出書類の情報の取り扱い

NEDO は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。このため外部有識者に提出書類等を郵送等にて送付する場合があります。また、他の NEDO 事業の審査において参照される

場合があります。なお、提案者からの提出物の返却はいたしません。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の一部である研究経歴書（CV）については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

なお、採択決定後 e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

(7) 個人情報について

① 提出物等により取得した個人情報は審査及び審査に関係する説明会等のご案内、資料送付等に利用します。
② 審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。
③ NEDO が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用することがあります。
④ 特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。
⑤ ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

(8) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される補助先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。詳細は別添5を参照してください。

(9) J-Startup 及び J-Startup 地域版及び J-Startup Impact

本補助事業は、「新しい経済対策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」にて示された当該事業において、認定された企業（J-Startup企業、J-Startup地域版企業及びJ-Startup Impact）に対しては、2.（1）応募要件【提案者となる補助対象事業者】に記載のとおり、財務状況により親会社からの資金支援を受けることのできない者の場合、⑧に掲げるみなし大企業や、⑨に掲げる大企業の持分法適用会社であっても、本補助事業に応募することを可能とします。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

(1) 事業運営

①全体の運営方針

NEDO は、基本計画等に沿って、本事業を運営します。NEDO が提示する基本計画等を必ずご確認ください。

なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化（内外の研究開発動向、政策動向、市場動向等）などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

②知財・データマネジメント

本事業の実施によって得られた知的財産権等の研究成果は、補助先に帰属します。

また、データマネジメントとして、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日、統合イノベーション戦略推進会議）を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願いいたします。NEDO 事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

【参考】NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

(2) 採択後の各種事務手続き

①NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、G ビズ ID を用いた利用申請若しくは利用申請書の提出が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf

G ビズ ID ホームページ

https://gbiz-id.go.jp/top/

②府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き

採択された事業者におかれては、NEDO からの案内に従い、契約締結・交付決定前までに必ず e-Rad 上で応募情報を入力・申請いただきます。e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、所属機関が未登録の場合は、公募期間中に事前に所属機関の登録手続きを行うなど、余裕をもって登録手続きを行っていただくことを推奨いたします。

共同提案の場合には、代表者となる事業者がまとめて e-Rad 上で登録作業を行っていただきます。この場合、その他の事業者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。入力にあたっては、以下リンクの「NEDO 事業実施の際の e-Rad の手続きについて」の情報をご確認ください。

その他 e-Rad については、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業における e-Rad の手続きについて

https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html

e-Rad ポータルサイト

https://www.e-rad.go.jp/

③資産の取り扱い

補助事業で取得した機械装置等の財産所有権は、補助先にあります。ただし、補助金執行の適正化の観点から、補助事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。（交付規程第 16 条）

④企業化状況報告書及び収益納付

a. 補助事業期間の終了年度の翌年度以降５年間は、毎年、企業化状況報告書を NEDO に提出していただきます。交付規程の「様式第 20　企業化状況報告書」を参照してください。また、報告年度の提出時期については、「（詳細版）「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル」（8-1）を参照してください。

b. 当該補助事業の企業化等により、相当の収益が生じたと認められたときは交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付していただくことがあります。（収益納付の詳細は

交付規程参照）

c. 補助事業期間終了後適切な時期に、技術開発目標の達成度合い、今後の事業化の可能性等を確認するため、終了事業者評価委員会を開催します。補助事業者の皆様には資料の作成及びプレゼンテーションを行っていただきます。

（3）追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下ウェブサイトをご覧ください。また、特許等の取得状況及び事業化状況調査についても、御協力をいただく場合があります。

【参考】追跡調査・評価の概要

https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf

（4）本補助事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本補助事業では、交付規程第9条第1項二十一号及び第23条第4項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

① 本補助事業の成果、事業化・製品化に係る発表または公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前に NEDO に報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の 3 週間前に報告を行うものとする。

② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDO からの受領の連絡をもって履行されたものとする。

③ 公開内容について NEDO と事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。

④ 前項目に基づき発表または公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができる。

【発表または公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表または公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

(5) 申請実績・採択実績の利用

制度改善に向けて、申請者に対してヒアリング・アンケートを実施する場合があります。申請実績・採択実績の各データを利用することがあります。

(6) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をした場合の対応

表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかに NEDO に理由書を提出ください。また、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社ウェブサイト等）していただきます。（ただし、賃上げをできないやむを得ない事情があると認められる場合には、その限りではございません。）詳細につきましては本公募要領の別添 6 を参照ください。

(7) 日本版 SBIR 制度

本補助事業は、日本版 SBIR 制度において、「特定新技術補助金等」の指定を受けています。指定された補助金等の交付を受けた中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に各種の支援措置の特例を受けることができます。詳細については、下記 URL をご参照ください。

https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/

◆法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表第 1 に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要

件またはインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）または特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、または本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

（※）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引または行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出またはリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※）。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結または交付決定時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出または本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部または一部を解除する場合があります。

（※）輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出またはリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

・安全保障貿易管理（全般）　https://www.meti.go.jp/policy/anpo/
（Q&A　https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html）

・一般財団法人安全保障貿易センター　モデル内部規程
https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html

・安全保障貿易ガイダンス（入門編）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html

・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

・大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「経済安全保障推進法」という。）に基づく特許出願の非公開制度（令和 6 年 5 月 1 日施行）において出願人または発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第 74 条及び第 75 条）。

・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願(PCT 出願を含む)が禁止されます(経済安全保障推進法第 78 条)。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

・当該特許出願が本制度による保全指定中

・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）

・当該特許出願が内閣府による保全審査中

・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

(3) 研究不正への対応

①公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。(※1)）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。(※2)）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等がある

と認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト
https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※2）「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください： NEDO ウェブサイト
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部または一部を返還していただきます。

ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）

iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）

iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。

v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。（※1））及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は

資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※2）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部または一部を返還していただくことがあります。

ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）

iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）

iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構　法務部

〒212-8554　神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

（電話の受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分）

E-mail：helpdesk-2*ml.nedo.go.jp

E-mail は上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

ウェブサイト：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html